

2/18 (月)～3/15 (金)

※ 2/24 (日)・3/2 (土)・3/10 (日)は、午前の部のみ受付



市県民税等申告相談

場所：市民交流センター（こもろプラザ 2 階）

申告が必要な人

▶市県民税の申告

平成 31 年1月1日現在、小諸市内に住所がある方は、基本的に市県民税の申告が必要です。
ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要がありません。

- 所得税の確定申告をする人
- 給与収入のみで、勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている人
- 公的年金収入のみで、支払先から「公的年金等支払報告書」が市に提出されている人
- 確定申告や年末調整等で家族の扶養とされている人
- 遺族年金・障害年金等の非課税所得のみの人

▶所得税の確定申告

次のような場合に該当し、所得税が発生する方は、確定申告が必要です。

- 給与収入を年末調整していない人
- 営業・農業・不動産等の所得がある人
- 年末調整した給与以外に 20 万円を超える所得がある人

※これら以外にも申告が必要になる場合があります。
詳しくは佐久税務署にお問い合わせください。

▶佐久税務署での申告

次に該当する方は、書類審査等があるため、佐久税務署での確定申告をお願いします。

- 土地・建物や株式の売買（譲渡）があった人
- 家屋の新築・増改築・購入等で初年度の住宅借入金等特別控除を受けようとする人
（バリアフリー改修、省エネ改修等を含みます。）
- 仮想通貨、FX、J-REIT等がある人
- 損益通算を必要とする人
- 税務署から申告案内状が郵送された人
- 消費税の申告、贈与税の申告、青色申告の人
- 過年度の申告をする人

※これら以外にも申告内容によっては佐久税務署をご案内する場合があります。

申告相談に必要なもの（申告内容に応じて、次の資料等をご用意ください。）

- 利用者識別番号が確認できる書類（所得税の確定申告をする人）
- 申告書
- 給与や年金の源泉徴収票
- 国民年金や健康保険等の保険料の領収書や証明書
- 生命保険料や地震保険等の領収書や払込証明書
- 医療費控除の明細書
- 障害者手帳、要介護認定書
- 還付を受ける本人の通帳又は口座の控え
- 営業・農業・不動産所得がある方は、収支内訳書と、収入・経費の確認できる帳簿や領収書など
- マイナンバーカード又は、マイナンバー通知カード及び運転免許証等の身分を証明するもの